

令和8年2月13日

## 沖縄県「宿泊税」の新設

沖縄県から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けて同意することとしましたのでお知らせします。

新設される沖縄県宿泊税の概要は以下のとおりです。

課 税 団 体	沖縄県
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	沖縄県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設
税 収 の 使 途	(1) 安全・安心で快適な観光の実現 (2) 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3) 観光地における環境及び良好な景観の保全並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4) 観光の振興により県民理解を向上させ、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (5) 市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊当たりの宿泊料金の2%（ただし、税額2,000円を上限とする。） ※県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 1人1泊当たりの宿泊料金の0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）
徵 収 方 法	特別徵収
収 入 見 込 額	（平年度）約57.0億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等（引率者も含む）
徵稅費用見込額	（平年度）約2.3億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 9月18日 沖縄県議会にて条例案可決
- ・令和7年 9月18日 総務大臣協議
- ・令和8年 2月13日 総務大臣同意
- ・令和9年 2月 1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。